

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について

特殊災害室

1 趣旨及び目的

近年、石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者が生じる事故や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事故が発生しています。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震による石油コンビナート地区の大規模な被害の発生も懸念されています。

石油コンビナート等災害防止法に基づき石油コンビナート区域内の特定事業所においては、爆発、火災等の事故やその他の災害に対応するため、防災要員や消防車等の資機材からなる自衛防災組織が置かれています。石油コンビナート等の保安体制の確立にあたっては、この自衛防災組織が極めて重要な役割を担っていることから、自衛防災組織の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的として、消防庁において「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト（以下「技能コンテスト」という。）」を本年も実施することとしましたので、以下その概要について紹介します。

2 技能コンテストの概要

(1) 応募資格

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を保有する特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織で、管轄消防本部が推薦する組織。

(2) 実施時期

11月5日の津波防災の日を中心とした前後1ヶ月間程度の時期に実施。

(3) 実施場所

技能コンテストに出場する自衛防災組織又は共同防災組織が所在する特定事業所内において実施。

(4) 技能コンテストの種目

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用した競技。

(5) 競技のねらい

屋外タンク等の火災に対する高所からの泡放水を想定した競技であり、活動・操作の安全性及び確実性に主眼を置き、基本的な活動の体得、チームワークの醸成、士気・規律の向上をもって、自衛防災組織及び共同防災組織の防災業務の技能向上を図る。

(6) 競技の想定及び内容

事業所内の屋外貯蔵タンクで火災が発生したとの情報により、自衛防災組織等の大型化学高所放水車中隊が出場。現場に到着するとタンク上部から黒煙が噴出しているのを確認したため、ただちに泡消火薬剤による消火活動を開始するもの。

(7) 審査

消防庁職員が審査する。

(8) 予選選抜の実施

管轄消防本部が推薦する特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織が20を超えた場合は、予選選抜を実施する。

(9) 表彰

(7)の審査を踏まえ、審査・表彰委員会において技能が優秀であると認められる自衛防災組織又は共同防災組織を決定し、上位5位までの組織に総務大臣賞を授与する。また、上位5位に次いで優秀と認められた組織に奨励賞を授与する。

3 その他

技能コンテストに関する詳細は消防庁HP (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_18.html)に掲載しておりますので、ご覧ください。



技能コンテストの様子

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 宮崎、大川
TEL : 03-5253-7528